

大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例の概要

1 制定理由

- 附属機関条例に基づき設置してきた個人情報保護審議会については、個人情報保護法第 105 条第 3 項の規定により行政不服審査法に根拠を置く機関とされることに伴い、附属機関条例とは別に条例を定めます。
- 現行の情報公開審査会と個人情報保護審議会は、それぞれの制度に係る調査審議を行う附属機関ですが、関連性や担当事務の性質、運営方法の効率性等を踏まえ、両附属機関を「大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会」として統合します。（※行政不服審査会とは別機関として設置）

2 主な規定内容

（1）本則

- ・ 審議会の設置や組織、委員の報酬及び費用弁償等に関する事項を規定（原則、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審議会の運用を継続）
- ・ 情報公開審査会委員と個人情報保護審議会委員で異なっている守秘義務違反に係る罰則については、「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」に統一

（2）附則

- ・ 大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正（条文中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改め、情報公開・個人情報保護審議会条例と重複する条文を削除）
- ・ 大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正（情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関する規定を削除）
- ・ 委員の任命については、経過措置として情報公開・個人情報保護審議会の委員は、現個人情報保護審議会の委員を任命する旨を規定

3 施行期日

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日施行